



くらしの相談所

【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター（☎28-9110）

通信販売による定期購入トラブルが急増中!

「広報しばた」8月22日号で、通信販売によるトラブルについてお知らせしましたが、現在も同様の相談が多く寄せられています。通信販売にはクーリングオフ制度がありません。不審に思うことや、困ったことがある場合は、警察や消費生活センターに相談しましょう。

【事例】

テレビで健康食品が「初回お試し500円」と宣伝していたため、初回だけ購入しようと思い注文した。ところが、その後も商品が届いたため解約を申し出たが「2回目以降は通常価格（4000円）で4回継続して購入しないと解約できない」と言われ、そこで初めて定期購入と分かった。



【対策】

▼「初回●円」「お試し価格」などと表示されている場合は、注文前に解約や返品の条件、事業者の住所などをよく確認しましょう

▼事業者に連絡した証拠として、電話、メールなどのやりとりの記録を残しておきましょう



【市民生活相談・消費生活相談】

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

【司法書士による無料消費生活相談】 **要予約**

とき＝1月9日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）